

○農地等の権利移動の許可申請（農地法第3条）に必要な書類一覧

↓ この順番で提出すること

順	書類の名称	書類の要否	チェック
基本書類			
1	許可申請書（表・裏）		
2	土地の登記事項証明書（全部事項証明書）	締め切り日から起算して3ヶ月以内のもの 相続が発生している場合は、相続登記を済ませておくこと。	
3	位置図（縮尺 1/10,000～1/50,000）	申請地を緑色で塗ること	
4	付近見取図（住宅地図等）	申請地を緑色で塗ること	
5	公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請地を緑色に塗り、所有者・地目・地積及び隣接する土地の所有者・地目・地積を書くこと。 ・赤線・道路は赤色、青線・水路は青色、溜池・提塘敷は茶色で塗ること。 ・縮尺、方位、いつ誰が、山口地方法務局で謄写したか記入すること。 ・締め切り日から起算して3ヶ月以内の謄写のもの。 	
6	営農計画書		
7	農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1）		
申請内容に応じて必要な書類			
8	地積測量図	1筆の土地の一部について権利移動する場合に添付する。	
9	住民票 または 戸籍の附票	申請者の住所が土地登記簿上の住所と異なる場合に、登記上の住所から現在の住所までの移動がわかるものを添付する。 （締め切り日から起算して3ヶ月以内のもの）	
10	所有者、耕作者等の同意書	申請地について、申請者の他に所有権、賃借権その他の使用収益権を有する者がいる場合に添付する。	
11	委任状	行政書士代理申請の場合に添付する。	
12	成年後見登記事項証明書	成年後見人が代理申請する場合に添付する。	
13	相続関係等説明図	登記簿上の所有者の相続関係人が申請する場合に添付する。	
14	戸籍謄本、除籍謄本、戸籍の附票	ア 登記簿上の所有者の相続関係人が申請する場合に添付する。 イ 親権者が代理申請する場合に添付する。 （締め切り日から起算して3ヶ月以内のもの）	
15	相続放棄証明書、相続放棄申述受理謄本又は遺産分割協議書の写し	登記簿上の所有者の相続関係人のうちの1人が申請する場合に、その者に所有権があることを証するために添付する。	
16	一時利用地指定通知書の写し	土地改良法に基づく換地処分の前に申請する場合に添付する。	
17	仮換地指定通知書の写し	土地区画整理法に基づく換地処分の前に申請する場合に添付する。	

順	書類の名称	書類の要否	チェック
18	法人調書	申請者が法人である場合に添付する。	
19	法人の登記事項証明書	法人による申請の場合に添付する。 (締め切り日から起算して3ヶ月以内のもの)	
20	法人の定款	法人による申請の場合に添付する。	
21	組合員名簿、株主名簿又は社員名簿	法人による申請の場合に添付する。	
22	確約書（又は市町との協定書の写し）	農地法第3条第3項の適用を受けて許可申請する場合に、地域の農業における他の農業者との役割分担に係る確約書等を添付する。	
23	貸借借契約書の写し（参考様式3）	農地法第3条第3項の適用を受けて許可申請する場合に、解除条件付き貸借借契約書の写しを添付する。	

※上記以外にも、農業委員会が必要と判断した書類を求める場合があります。